

令和4年(ネ)第1675号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

意見陳述

2024年(令和6年)11月13日

大阪高等裁判所第14民事部B3係 御中

控訴人 田中 昭 全

この裁判が始まってからの5年で、時代はさらに先へ進みました。民間の抽出調査では、同性婚に賛同する国民の割合が8割に達しようとしているし、地方自治体の「パートナーシップ制度」はやはり8割の人口をカバーする制度にまで成長しています。記憶に新しいところでは、同性カップルの住民票続柄が「夫(未届)」 「妻(未届)」と事実婚表記になった地方自治体すらあります。しかし、それらの施策には法的保障が伴いません。当たり前です。国がやっている制度ではないからです。市民の困りごとを真っ先に現場で受け取る地方自治体の職員さんたちが、自分たちに出来る範囲でわたしたちに寄り添おうと試行錯誤してくれた結果なのです。日本の立法機関が民法と戸籍法を改訂して法律上同性同士の婚姻を法制化したらそれでこの問題はすっきり解決するのに、いつまで経っても手をつけようとしないのはなぜでしょう。これはまさに立法の不作為じゃないでしょうか？

裁判の中で、わたしはオランダの同性婚について特集された記事を2007年に「yes」という雑誌で読んで感銘を受けたと証言しました。そこには、子どもを育てている同性カップルの写真とともに「オランダに同性婚は存在しない。婚姻

という枠組みの中に同性カップルが含まれるだけだ。」というようなことが書いてありました。日本も先進国だから、近いうちにそうなるだろうと思っていました。それが17年経った今も実現していないなんて、その頃の自分には想像もつかなかったでしょう。

2年前の大阪地裁判決では、「合憲」を突きつけられました。原告として良い判決を導き出せなかった責任感に押し潰されそうでしたが、同性婚を求める多くの当事者は落ち込んでいるわたしたちの代わりに「不当だ!」と怒ってくれました。それが控訴するモチベーションになったと思います。ご存じのように、あれから大阪以外の裁判所では「違憲」の判決しか出ていません。また「合憲」だった大阪地裁の判決文は、至るところで論理が破綻した酷いものでした。

今、司法にできるのは「違憲」であることを宣言することです。また、婚姻に準ずる代替え制度ではなく、すでにある婚姻に法律上の同性カップルまで含める旨を立法機関に対して突きつけることです。

婚姻の平等がまた一歩進むことを期待してます。

以上